

日韓請求権問題の未解決点について

39.12.12 理財局

日韓請求権問題については、37年末の大平・金了解によつて大筋の合意をみているとはいえ、なお以下の今後解決を要する困難な重要問題を残している。

(1) 韓国側請求権の全面的消滅

経済協力の随伴的效果として韓国側の対日請求権は全面的に消滅することを当然の前提としている。

しかしながら韓国側は、消滅するのは従来請求権委員会で取扱つた一般請求権のみであつて、それ以外の船舶及び文化財の請求権は消滅しないとの主張を行なつており、また、韓国国民の個別的な権利行使の放棄に関する見解も必ずしも明かでない。

(2) わが方の主張すべき請求権

わが方は、韓国側の対日請求権の全面放棄に対応して経済協力を供与するのであり、本来韓国と相互放棄を行

なり立場にないから、平和条約4条b項によつて主張しえない請求権以外の日本側請求権はすべて主張すべきである。もしわが方の請求権を放棄するときは、国内的には損失補償等困難な問題を惹起し、さらには、今後の中国等との特別取極の際のわが国の立場を不利とすることとなる。

わが方として主張すべき請求権としては次のものがある。

- ① 拿捕漁船請求権 (李ライン立入り等の理由で韓国側に拿捕された日本漁船に関する請求権)
- ② 国有船舶請求権 (昭和24年SCAP指令に基づいて韓国側に引渡した4隻と引換えに日本政府が所有権を取得した5隻の船舶に対する請求権)

- ③ 38度線以北の日本財産に関する請求権 (米軍令33号による処分の効力が及んでいない地域における日本財産に対する請求権)

(3) 大平・金了解自体についても、なお次のような未合意点が残されている。

- ① 解決の対象となる請求権の範囲  
(1)で説明のとおり。)
- ② %A 残高の償還期間及び方法
- ③ 有償経済協力の返済期間
- ④ 経済協力の具体的な実施方法

以上のように、請求権問題解決のためには、なお重要かつ困難な問題があり、かりに漁業交渉が合意に達し一挙に諸懸案解決ということになつても簡単に進行し得ない状況にある。